

## いばらき県央地域連携中枢都市圏婚活支援事業企画運営業務委託プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

未婚化・晩婚化などに起因する少子化が進行していることから、水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町及び東海村から成る県央地域9市町村は、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するため、いばらき県央地域連携中枢都市圏において結婚を希望する男女の出会いの場を提供し、婚姻数及び出生数の増加を図ることを目的とした事業を実施する。

この要領は、婚活支援事業の委託に際し、公募型プロポーザルにより受託者を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

### 2 委託業務の概要

#### (1) 業務名

いばらき県央地域連携中枢都市圏婚活支援事業企画運営業務委託

#### (2) 業務内容

「いばらき県央地域連携中枢都市圏婚活支援事業企画運営業務委託仕様書」のとおり

#### (3) 委託期間

契約日の翌日から令和9年3月31日まで

#### (4) 委託料上限額

2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3 参加資格

提案者は、次の要件を全て満たすこと。

(1) 公告日（令和8年5月13日）現在において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

(3) 自己又は自社の役員や連携企業等が、次のいずれにも該当する者でなく、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的を

- もって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して、資金の提供や便宜の供与等を行い、暴力団の維持運営に協力又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

#### 4 スケジュール

項目	日時
公募開始（市ホームページ掲載）	令和8年5月13日（水曜日）
質問書の提出期限	令和8年5月20日（水曜日）午後5時
質問書に対する回答	令和8年5月27日（水曜日）
参加申込書提出期限	令和8年6月3日（水曜日）午後5時
参加資格確認通知	令和8年6月10日（水曜日）
企画提案書等提出期限	令和8年6月17日（水曜日）午後5時
プレゼンテーションの実施	別途通知
選定結果通知・公表	選定審査会実施後速やかに（6月22日から30日の間） ※予定
契約締結・業務開始	令和8年7月9日（木曜日）以降 ※予定

#### 5 質問及び回答方法

##### (1) 質問方法

本プロポーザルに係る質問をする場合は、次により質問書を提出すること。

なお、質問書以外での問合せについては、一切受け付けない。

- ア 提出書類 質問書（様式第1号）
- イ 提出期限 令和8年5月20日（水曜日）午後5時必着
- ウ 提出部数 1部
- エ 提出方法 電子メール（送信先：child.iken@city.mito.lg.jp）  
※ 件名は「【事業者名】婚活支援事業企画運営業務質問」とすること。  
※ 電話、FAXは不可とする。

##### (2) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他利害を害する恐れのあるものを除き、令和8年5月27日（水曜日）までに、随時本市のホームページに掲載する。

なお、回答した内容は、本実施要領の追加又は修正とみなし、回答に対する問合せ及び異議申立ては一切受け付けない。

#### 6 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次の書類を各1部提出しなければならない。

##### (1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式第2号）

- イ 参加資格に関する申立書（様式第3号）
- ウ 登記事項証明書 ※ 写しの提出で可
- エ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書 ※ 写しの提出で可

(2) 提出場所及び方法

水戸市子ども部子ども政策課（〒310-8610 水戸市中央1丁目4番1号）  
 子ども政策課へ事前に電話連絡の上、提出書類を持参又は郵送により提出すること。

(3) 提出期限

令和8年6月3日（水曜日）午後5時まで  
 ※ 郵送の場合は、令和8年6月3日（水曜日）必着

**7 参加資格確認通知書**

令和8年6月10日（水曜日）までに、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

**8 企画提案書等の提出**

参加申込書を提出し、本プロポーザルに参加する者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 提出書類 企画提案書 8(2)のとおり
- イ 提出期限 令和8年6月17日（水曜日）午後5時まで  
 ※ 郵送の場合は、令和8年6月17日（水曜日）必着
- ウ 提出場所 水戸市子ども部子ども政策課（〒310-8610 水戸市中央1丁目4番1号）
- エ 提出部数 正本1部、副本9部（合計10部）
- オ 提出方法 事前に電話連絡の上、持参又は郵送により提出すること。  
 ※ 提出する提案は1案のみとする。  
 ※ 要求した内容以外の書類等については受理しない。
- カ 追加及び変更 提出後の案の差し替え（追加及び変更等）は、提出期限までの間に限り認める。

(2) 企画提案書の構成

書類名	記載事項	様式
① 表紙		様式第4号
② 企業（団体）概要	・組織の概要 ・事業の実施体制	様式第5号
③ 業務実績	・出会いや結婚に関するイベント、セミナー等の開催実績	任意
④ 提案内容	・仕様書及び本要領9(3)に記載する選定基準に沿ったもの	任意
⑤ 見積書	・2(4)の委託料上限額範囲内の見積とすること。なお、この金額を超えた提案は無効とする。 ・通貨単位は、円とすること。	様式第6号

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者印を押印すること。正本以外は写しで可とする。</li> <li>※経費の内訳を添付すること。(様式は任意)</li> </ul>	
--	---	--

(3) 企画提案書に関する留意事項

- ア 企画提案書はA4判とし、左綴じで製本すること。また、A3判の挿入も可とするが、その際はA4判サイズに織り込むこと。カラー、白黒は問わない。
- イ 提案内容は、全て見積金額の範囲内で実施可能なものとし、根拠も含め、できる限り具体的であること。なお、本契約締結後に提案内容が実施できなくなった場合は、代替策を実施することで同等程度の効果を得ることとし、そのための追加費用は受託者が負担すること。
- ウ 社名は正本のみに表示し、副本には提案者を特定できるもの(社名、社章等)を一切記載しないこと。
- エ 企画提案書の著作権は作成者に帰属するものとする。ただし、審査等必要に応じ、企画提案書等を複写する場合がある。
- オ 企画提案書の返却は行わない。なお、提案書は本プロポーザルにおける選考のみに使用する。

## 9 選定方法

(1) 選定審査会

選定に当たっては、いばらき県央地域連携中枢都市圏婚活支援事業企画運營業務委託事業者選定審査会(以下「選定審査会」という。)において、企画提案内容を公正かつ客観的に審査する。

(2) 選定方法

- ア 各提案者が提出する企画提案書を使用し、選定審査会においてプレゼンテーションを実施し、提案を総合的に審査して1者を選定する。
- イ 選定審査会は非公開とし、プレゼンテーション日程、会場等の詳細については別途通知する。
- ウ 提案者が多数の場合には、提案書の評価による一次審査を実施し、対象者を限定した上でプレゼンテーションを行うこととし、その場合は別途連絡する。
- エ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。
- オ 選定審査会の各委員の評価点の合計(得点)が最も高い者を最優秀提案者とし、次に高い者を次点者として選定する。ただし、各委員の評価点の合計が満点の6割に満たない者については、候補者として選定しないことがある。

(3) 選定基準

項目		主な評価の視点	配点
1	婚活に関する知見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務を実施するに当たり、県央地域の状況や婚活事情について、十分な知見を有しているか。</li> </ul>	15点

2	企画内容	提案の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書の条件を満たす事業を提案できているか。</li> <li>・県央地域の婚活支援を実践的に考えるような内容であり、新たな支援施策と成り得るようなものとなっているか。</li> </ul>	20点
3		事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の全体スケジュールが仕様書の条件を満たすものとなっているか。</li> </ul>	10点
4		実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業に関わる者の役割分担、人員配置といった実施体制が明確に整えられているか。</li> <li>・イベント参加者への支援体制が整っているか。</li> </ul>	10点
5		追加提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進事例の紹介など、業務目的の達成に資するその他の提案があるか。</li> </ul>	10点
6	情報発信力		<ul style="list-style-type: none"> <li>・SNS等の活用など、婚活支援の対象者に適切に情報提供する能力を有しているか。</li> </ul>	10点
7	プレゼンテーション		<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容を分かりやすく説明しているか。</li> <li>・本業務への取組意欲が見られるか。</li> </ul>	10点
8	業務実績	実績内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同様・類似業務の実績は十分か。</li> </ul>	15点
9	見積書	見積額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積内容が委託料上限額以内で、提案内容と照らして整合性のある妥当な積算となっているか。</li> </ul>	合格又は不合格
合計				100点

## 10 選定結果の通知及び公表

選定結果は、プレゼンテーション参加者に最優先候補者及び次点候補者の名称並びに採点結果を文書で通知するとともに、本市のホームページに掲載する。なお、選定結果に対する問合せ及び異議申立は一切受け付けない。

## 11 契約

### (1) 契約の締結

最優先候補者の決定後、提案内容に基づいて協議を行い、両者の協議が整った場合、速やかに本業務に係る契約を締結する。

ただし、「いばらき県央地域連携中枢都市圏婚活支援事業企画運営業務委託仕様書 11 その他(3)」に示すとおり、協議により条件が変動する可能性を完全に排除できないため、協定後、協議内容を含めた費用見積書の再提出、確認を行った上で、契約金額を決定する。

なお、本委託業務の全てを再委託することは一切認めない（企画提案書内の実施体制を示す項目において、役割が明確に示されている場合を除く。）。ただし、必要により一部を再委託する場合は、本市と協議の上、書面によりその承認を得てから行うものとする。

### (2) 次点候補者との協議

最優先候補者が本契約を締結できない何らかの理由が生じた場合又は協議が整わない場合には、次点候補者と本契約について協議を行う。

(3) 契約条項等

別に定める契約書（案）のほか、水戸市財務規則に定めるところによる。

## 12 プロポーザル参加に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とし、契約締結後にあつては、本契約を解除できるものとする。

ア 本件の関係者に対して故意に接触を図り、自社の利益を図る行為を行ったとき。

イ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について、相談や開示を行ったとき。

ウ 提出書類が、提出期限を過ぎて提出されたとき又は虚偽の記載を行ったとき。

エ プロポーザルの評価終了後に、参加資格の要件を満たしていない事実が発覚したとき。

オ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある行為を行ったとき。

カ アからオまでに掲げるもののほか、選定審査会が不適格と認めたとき。

(2) 著作権

提出書類の著作権は提案者に帰属するが、本市がプロポーザルに関する報告や公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類を無償で利用及び複製することができるものとする。

(3) 複数提案の禁止

プロポーザルに係る企画提案は、1事業者1案とする。

(4) その他

ア 提出された書類は返却しない。

イ 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出するものとする。

ウ プロポーザルへの参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。

エ 提出された企画提案書等は、水戸市情報公開条例（平成13年水戸市条例第4号）に基づく開示請求の対象となる。

オ 本実施要領に規定されていない事項が生じたときは、公平性を考慮の上、適宜本市が判断するものとする。

カ イベント催行にあつては、関係法令等を遵守すること。

## 13 担当課及び問い合わせ先

水戸市こども部こども政策課

担 当 菊池、徳田

電 話 029-232-9176

F A X 029-232-9288

E-mail child.iken@city.mito.lg.jp

水戸市長 様

企業(団体)名

代 表 者

住 所

電 話 番 号

E-mail

### 質 問 書

「いばらき県央地域連携中枢都市圏婚活支援事業企画運営業務委託プロポーザル実施要領」に従い、次の事項を質問します。

質 問 事 項

- ・ 上記の範囲内で分かりやすく記載してください。
- ・ 回答時は質問を行った者（企業名/担当者名等）を公開しません。

水戸市長 様

(提出者)

所 在 地

企業(団体)名

代 表 者 名

印

## 参 加 申 込 書

当社(団体)は、いばらき県央地域連携中枢都市圏婚活支援事業企画運營業務委託プロポーザル実施要領及び同仕様書の内容を理解した上で、本プロポーザルに参加します。

なお、当社(団体)は本プロポーザルへの参加資格を有しますので、下記の書類を添付するとともに、これらの書類に記載した内容が事実と相違ないことを誓約します。

(添付書類)

- 参加資格に関する申立書(様式第3号)
- 登記事項証明書
- 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

(本件に係る連絡先)

部 署

担 当 者 名

電 話 番 号

F A X

E-m a i l

水戸市長 様

企業(団体)名  
代 表 者  
住 所  
電 話 番 号  
E - m a i l

### 参加資格に関する申立書

当社(団体)はいばらき県央地域連携中枢都市圏婚活支援事業企画運營業務委託プロポーザルに参加するに当たり、下記のとおり参加資格を有することを申し立てます。

#### 記

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (3) 自己又は自社の役員や連携企業等が、次のいずれにも該当する者でなく、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)
  - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して、資金の提供や便宜の供与等を行い、暴力団の維持運営に協力又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

水戸市長 様

**いばらき県央地域連携中枢都市圏婚活支援事業企画運營業務委託 企画提案書**

(委託業務名) いばらき県央地域連携中枢都市圏婚活支援事業企画運營業務委託

標記業務委託について、企画提案書を提出します。

令和 年 月 日

(提案者) 企業(団体名)

代 表 者

印

住 所

電 話 番 号

## 企業（団体）概要

### 1 組織の概要

商号又は名称	
本社所在地	
代表者	
創立年	
資本金	
従業員数	
支店等の拠点	
主な業務内容	

### 2 業務の運営体制

- ・ いばらき県央地域連携中枢都市圏婚活支援事業企画運營業務委託における実施体制について記載すること。（別紙可）
- ・ 令和8年5月時点のものを記載すること。

## 見 積 書

1 委託業務名 いばらき県央地域連携中枢都市圏婚活支援事業企画運營業務委託

2 委託場所 水戸市中央 1 丁目外地内

3 見積金額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

実施要領及び仕様書を熟覧の上、上記のとおり見積いたします。

令和 年 月 日

住 所

商 号

氏 名

Ⓔ

代理人氏名

Ⓔ

水戸市長 様

注 1 消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。